

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 六六五
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 六六五
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同) 六六六

告示

道路の区域変更	(道路維持課) 六六六
道路の供用開始	(同) 六六六

収用委員会告示

土地収用法施行令に基づく公示による通知	(収用委員会) 六六七
---------------------	-------------

公示

落札者等に関する公示	(税務課) 六六七
准看護師試験の実施	(医療整備課) 六六七
公共測量の実施	(用地課) 六六九
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課) 六七〇
岐阜都市計画の変更案の縦覧	(同) 六七二

正誤

平成二十二年における地籍調査に関する事業計画の変更	(法務・情報公開課) 六七二
中訂正	(同) 六七二

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」、「APEC推進室長」及び「全国豊かな海づくり大会推進事務局次長」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十三号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中、「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」、「APEC推進室長」及び、「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」を削る。

別記第五号様式注中「8時間」を「7時間45分（唯一標準時間勤務時間の縮小は勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中、「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」、「APEC推進室長」及び、「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の幅員（メートル）		備考
			前	後	
一般国道	五百五十六号	郡上市白鳥町二丁目字上山腰二七番一地从先から同市同町同字井洞一四四七番五四地先まで	九・五 八・六	一〇・三 一〇・〇	六〇九・四 六〇九・四

岐阜県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始	備考
					決定区域の又はの変更の告知は

類		ル	の期日	示年月日 (ほか)
県道	高山線	150.0	平成 22.10.29	平成 22.10.29
	高山市上切町一六〇〇番一 地先から 同市同 町一五五三番地 先まで			

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第四号

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県収用委員会

会長 元 博 保

公示による通知

存否 不明。岐阜県関市側島字島崎五四九〇番の土地登記簿表題部所有者 下野 甚助
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により右の者に通知すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局（岐阜県岐阜土整備部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成二十二年十月十九日付けの平成二十二年岐収委第三、四号収用事件第二回審理の開催の通知

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十二年十一月九日をもってその書類の通知があつたものとみなします。

平成二十二年十月十九日

岐阜県収用委員会

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システムの開発構築業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成22年8月20日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦2丁目17番21号
株式会社エヌ・ライ・ライ・デー・ターク東海
代表取締役 中村 充孝
- 6 契約金額 74,550,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県総務部税務課
所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十二年年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験日時

平成二十三年二月十五日(火)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

羽島市江吉良町三〇四七 一 公立大学法人 岐阜県立看護大学

三 試験科目

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病の成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者又は修業する見込みの者(平成二十三年三月までに修業する見込みの者に限る。)

2 文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い、都道府県知事の指定した看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)を卒業した者又は卒業する見込みの者(平成二十三年三月までに卒業する見込みの者に限る。)

3 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成二十三年三月までに修業する見込みの者を含む。)

4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成二十三年三月までに卒業する見込みの者を含む。)

業する見込みの者を含む。)

5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

1 受験願書(県所定のもの)

2 准看護師試験入力通知書(県所定のもの)

3 受験資格証明書

(一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十三年三月一日(火)午後五時まで(必着)に修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出すること。

また、平成二十三年三月一日(火)以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十三年三月一日(火)午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5又は6に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面

4 写真

出願前六月以内に撮影した写真(脱帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル)とし、その裏面に学校又は養成所名(省略しないこと)、氏名及び撮影年月日を記載して提出すること。

なお、後日岐阜県が交付する受験票の裏面に、提出した写真と同じものをはり付けて、試験当日に持参すること。

5 受験票交付用封筒

角一(号)(A4サイズ)のもので、表面に郵便番号、あて先及び書留の表示を記載

し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成二十二年十二月一日(水)から平成二十二年十二月七日(火)までの間に岐阜県健康福祉部医療整備課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成二十二年十二月七日(火)までの消印のあるもの限り受け付ける(あて先 〒五〇〇 八五七〇 (県庁専用郵便番号のため住所不要) 岐阜県健康福祉部医療整備課)。

八 受験票の交付

受験票は、平成二十三年一月二十六日(水)から平成二十三年一月二十八日(金)までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、平成二十三年三月十日(木)午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

アドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/kenko-iryu/iryu/shiken-annai/shiken-annai.data/goukakusha22.pdf>

ただし、平成二十三年三月十日(木)午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問い合わせは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

平成二十二年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十二年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二一九)及び県の各保健所(保健所に置かれる事務所を含む。)の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療整備課(電話 〇五八 二七二 一一一一 内線二五三八)に問い合わせること。

十二 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、外国人登録原票)に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入にあたっては、試験事務コンピューター処理の適正を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(数値地形図データ作成)

三 作業期間

平成二十二年九月二十九日から
同二十三年三月二十五日まで

四 作業地域

高山市双六川流域

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市今川町の全部、京町・美江寺町・梅ヶ枝町・明徳町・八ツ梅町・菅原町・梅河町・若宮町・高野町・金町の一部（駅北 第三調査区）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（今川町の全部、京町・美江寺町・梅ヶ枝町・明徳町・八ツ梅町・菅原町・梅河町・若宮町・高野町・金町の一部）の地籍図
岐阜県岐阜市（今川町の全部、京町・美江寺町・梅ヶ枝町・明徳町・八ツ梅町・菅原町・梅河町・若宮町・高野町・金町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十月二十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市久々野町西洞の一部（西洞）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（久々野町西洞の一部）の地籍図
岐阜県高山市（久々野町西洞の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十月二十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市国府町広瀬町及び三日町の一部（広瀬町、三日町）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（国府町広瀬町及び三日町の一部）の地籍図
岐阜県高山市（国府町広瀬町及び三日町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十月二十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市川上の一部（丸野・丸野・奥屋）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（川上の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（川上の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十月二十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町大字下の一部（下）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町大字下の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町大字下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十月二十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町大字漆原の一部（漆原）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町大字漆原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町大字漆原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十月二十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市河合町元田の一部（元田）（ ）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（河合町元田の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（河合町元田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十月二十九日

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

一・三・一 号 東海環状自動車道

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課及び瑞穂市都市整備部都市開発課

四 縦覧期間

平成二十二年十一月二日から

同 年十一月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

正 誤

（校正誤り）

平成二十二年十月五日第千八百八十八号 平成二十二年における地籍調査に関する事業計画の変更六三四頁下段の表中「調査機関」は、「調査期間」の誤り。

平成二十二年十月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ ー ブイ・アール・テクノセンター